

令和4年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月から消費税の税率が5%から8%に改正され、令和元年10月からは10パーセントに改正されました。この引上げによる増収分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされており、

令和4年度一般会計予算における用途の状況は、下記のとおりです。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 169,128千円

(歳出)社会保障施策に要する経費のうち一般財源充当額1,158,632千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉事業	465,497	166,081	100,138		257	199,021	29,052
	高齢者福祉事業	30,185	0	0		3,396	26,789	3,910
	児童福祉事業	732,593	305,167	129,181		11,101	287,144	41,915
	母子福祉事業	7,083	0	3,211		0	3,872	565
	小計	1,235,358	471,248	232,530	0	14,754	516,826	75,442
社会保険	国民健康保険事業	120,002	17,645	55,871		0	46,486	6,786
	介護保険事業	215,492	5,528	2,764		0	207,200	30,246
	後期高齢者医療事業	292,753	0	34,207		4,888	253,658	37,027
	小計	628,247	23,173	92,842	0	4,888	507,344	74,059
保健衛生	予防事業	124,370	70,493	0		210	53,667	7,834
	健康増進事業	28,872	317	3,306		2,815	22,434	3,275
	母子保健事業	73,269	569	14,180		159	58,361	8,519
	小計	226,511	71,379	17,486	0	3,184	134,462	19,628
合計	2,090,116	565,800	342,858	0	22,826	1,158,632	169,128	